

# 在宅勤務（テレワーク）等の活用により、出勤者を削減している事業者の取組（例）

※各企業の公表HPより抜粋し、経済産業省作成

## 製造業（A社）

### テレワークの推進

- 生産、販売、物流、研究を除き、業務上可能な限り、**最大限在宅勤務を実施**するよう周知徹底。
- 出社が必要な場合も時差出勤を奨励するほか、会議や研修は**原則オンライン化**。

### 感染防止対策等

- 感染予防のために、通勤・化粧室利用時など、場面ごとの実践的なマニュアルを作成・周知徹底。
- 来客を厳選するとともに、手指消毒・マスク着用の要請、検温・連絡先管理を徹底。
- 国内出張や外部イベントについて部門長承認を必須化。

## 教育・学習支援業（B社）

### 出勤者の削減

- 月間の在宅勤務の**回数制限の撤廃**など、在宅勤務制度を整備。
- オンライン会議システムやビジネスチャットなどの**ITツールの活用**により、出社がどうしても求められる場合を除き、**原則として在宅勤務体制に移行**。
- 出社の場合も、オフピーク通勤を徹底。

### 感染防止対策等

- 感染拡大地域へ出張禁止。
- **会社負担でのPCR検査**の実施。
- **ワクチン接種にかかる時間を勤務時間として扱う**とともに、副反応が発症した場合、有給休暇を付与。

## 小売業（C社）

### テレワークの推進

- テレワーク目標数値を設定するとともに、実施に当たって**テレワーク手当を支給**。
- 環境整備のため、**全社員への携帯電話貸与**や**ペーパーレス・はんこレス化**を実施。

### 感染防止対策等

- 出勤が必要な場合についても、フレックス出勤等を奨励。
- オフィス環境も一部**フリーアドレス化・リモート会議用スペースを整備**するなど、接触機会の削減等を実施。

# 在宅勤務（テレワーク）等の活用により、出勤者を削減している事業者の取組（例）

※各企業の公表HPより抜粋し、経済産業省作成

## 複合サービス事業（D社）

- 社長直轄の「働き方改革プロジェクト」の一環として位置づけ、社内制度を整備。
- 環境整備のための備品貸出を実施するとともに、不慣れな社員には問い合わせサービス利用を奨励。
- これらのほか、マネジメント層向けの研修などを通じた意識改革を実施。トップが率先垂範することで、社員が利用しやすい雰囲気を醸成。
- 在宅勤務が難しいと言われる生産現場においても、デジタルマニュファクチャリングを推進し、間接業務を中心に在宅勤務を実施。

## 金融業、保険業（E社）

- サテライトオフィスや在宅勤務を自由に組み合わせ、業務内容に応じた勤務場所の柔軟な使い分けを可能に。
- ラップトップPCとスマートフォンの貸与、様々なICTツールの活用や、徹底的なペーパーレス化により、いつでもどこでも働ける環境を整備。
- バーチャルでもスムーズなコミュニケーションを図るため、グループ共通のポータルサイトを用いた情報共有を実施。

## 卸売業、小売業（F社）

- 現場業務に重視するものを除き、出社目標を最大週2回に設定。
- 通勤費支給方法を定期券代支給方式から実費支給に変更。

## 卸売業、小売業（G社）

- リモート会議の推進や社内チャットの活用のほか、研修のオンライン化を実施。
- 社内会議体の縮減や、P C □ グイン・□ グアウト履歴の確認によるサービス残業等防止対策も併せて実施。